

2014/05/08 17:07 現在の情報です。

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー
会社法人等番号 0111-01-059533



商号	株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー	
本店	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成12年1月26日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料職業紹介事業 2. 労働者派遣事業 3. 医学、医療、介護における情報の提供 4. 電算機のハードウェア及びソフトウェアについての研究開発及び販売 5. 医療器具、介護用品の研究開発、販売及び賃貸業 6. 医薬品、医療器具の輸入販売業 7. 医療情報の翻訳及び通訳業 8. 広告代理店業務 9. 診療報酬請求事務並びに病院一般事務の受託 10. 医療に対するコンサルタント業務 11. 医薬部外品及び衛生用品の販売 12. 毒物劇物の販売 13. 事務用品、衣料品、日用雑貨の販売 14. 不動産の賃貸及び管理業務 15. 商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営及びポイントの販売 16. 通信販売業 17. 集金代行業 18. 金融業及び株式、債券等への投資に関する業務 19. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 20. 雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売および放送業 21. 医療及び医療品等に関するアンケートリサーチ等による情報収集及び分析 22. 医療法人の合併、分割、営業譲渡等に関する斡旋、仲介等 23. 前各号に附帯する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料職業紹介事業 2. 労働者派遣事業 3. 医学、医療、介護における情報の提供 4. 電算機のハードウェア及びソフトウェアについての研究開発及び販売 5. 医療器具、介護用品の研究開発、販売及び賃貸業 6. 医薬品、医療器具の輸入販売業 7. 医療情報の翻訳及び通訳業 8. 広告代理店業務 9. 診療報酬請求事務並びに病院一般事務の受託 10. 医療に対するコンサルタント業務 11. 医薬部外品及び衛生用品の販売 12. 事務用品、衣料品、日用雑貨の販売 13. 不動産の賃貸及び管理業務 14. 商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営及びポイントの販売 15. 通信販売業 16. 集金代行業 17. 金融業及び株式、債券等への投資に関する業務 18. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 19. 雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売および放送業 20. 医療及び医療品等に関するアンケートリサーチ等による情報収集及び分析 21. 医療法人の合併、分割、営業譲渡等に関する斡旋、仲介等 22. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: center;">平成24年 6月26日変更 平成24年 6月27日登記</p>	
発行可能株式総数	5万株	
	100万株	平成24年11月 1日変更 平成24年11月 7日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
	発行済株式の総数 1万6000株	平成23年 8月 8日変更

		平成23年 9月13日登記
	発行済株式の総数 1万7800株	平成24年12月20日変更 平成24年12月21日登記
資本金の額	金4000万円	
	金4900万円	平成24年12月20日変更 平成24年12月21日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を得なければならない。	
	当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。 平成23年10月 1日変更 平成23年10月 5日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成23年12月 1日設置 平成23年12月21日登記	
役員に関する事項	取締役 馬場 稔 正	平成21年 5月30日重任
	取締役 馬場 稔 正	平成23年10月 1日重任 平成23年10月 5日登記
	取締役 馬場 稔 正	平成25年 6月28日重任 平成25年 7月10日登記
	取締役 富田 兵 衛	平成21年 5月30日重任
	取締役 富田 兵 衛	平成23年10月 1日重任 平成23年10月 5日登記
	取締役 富田 兵 衛	平成25年 6月28日重任 平成25年 7月10日登記
	取締役 富田 留 美	平成21年 5月30日重任
	取締役 富田 留 美	平成23年10月 1日重任 平成23年10月 5日登記 平成25年 6月28日退任 平成25年 7月10日登記
	取締役 小川 智 也	平成23年 9月 1日就任 平成23年 9月13日登記
	取締役 小川 智 也	平成23年10月 1日重任 平成23年10月 5日登記
	取締役 小川 智 也	平成25年 6月28日重任 平成25年 7月10日登記
	取締役 工藤 郁 哉	平成23年 9月 1日就任 平成23年 9月13日登記
	取締役 工藤 郁 哉	平成23年10月 1日重任

取締役	工藤郁哉	平成23年10月5日登記
		平成25年6月28日重任
		平成25年7月10日登記
取締役	米山隆一	平成23年10月1日就任
		平成23年10月5日登記
		平成24年6月5日解任
		平成24年6月6日登記
取締役 (社外取締役)	西川潔	平成24年11月1日就任
		平成24年11月7日登記
取締役 (社外取締役)	西川潔	平成25年6月28日重任
		平成25年7月10日登記
取締役	鷺尾州一郎	平成25年6月28日就任
		平成25年7月10日登記
		平成22年4月1日就任
代表取締役	馬場稔正	
		平成23年10月1日重任
代表取締役	馬場稔正	平成23年10月5日登記
代表取締役	馬場稔正	平成24年3月9日住所 移転
		平成24年4月11日登記
代表取締役	馬場稔正	平成25年6月28日重任
		平成25年7月10日登記
代表取締役	富田兵衛	平成21年5月30日重任
代表取締役	富田兵衛	平成23年10月1日重任
		平成23年10月5日登記
		平成24年3月31日辞任
		平成24年4月11日登記
監査役	寺嶋重樹	平成23年3月14日就任
		平成23年9月30日辞任
		平成23年10月5日登記
監査役 (社外監査役)	石塚祐美	平成23年10月1日就任
		平成23年10月5日登記
監査役 (社外監査役)	村井仁昭	平成23年10月1日就任
		平成23年10月5日登記
監査役 (社外監査役)	原口昌之	平成23年10月1日就任
		平成23年10月5日登記
監査役	加藤博彦	平成26年1月6日就任

	(社外監査役)	平成26年 1月17日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成25年 6月28日就任 平成25年 7月10日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成24年11月 1日設定 平成24年11月 7日登記	
	当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 平成25年 6月28日変更 平成25年 7月10日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。 平成24年11月 1日設定 平成24年11月 7日登記	
	当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 平成25年 6月28日変更 平成25年 7月10日登記	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個（新株予約権1個につき、普通株式1株。） 100個（新株予約権1個につき、普通株式20株。） 平成23年 8月 8日変更 平成24年 2月 2日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 100株 ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 普通株式 2000株 ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 平成23年 8月 8日変更 平成24年 2月 2日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 発行される新株式1株につき金5万円とする。 ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。	

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}}$$

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数} + \frac{\text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

発行される新株式1株につき金2500円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}}$$

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数} + \frac{\text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成23年 8月 8日変更 平成24年 2月 2日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月1日から平成33年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。
- ②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。
- ③新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ④当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成23年 3月31日発行

平成23年 4月 7日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

- 924個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）
- 912個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）
- 平成24年 3月31日変更 平成24年 4月11日登記
- 307個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）
- 平成24年 12月20日変更 平成24年 12月21日登記
- 302個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）
- 平成25年 8月 1日変更 平成25年 8月 5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 924株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

普通株式 912株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整される

ものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
平成24年 3月31日変更 平成24年 4月11日登記

普通株式 307株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
平成24年 12月20日変更 平成24年 12月21日登記

普通株式 302株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
平成25年 8月 1日変更 平成25年 8月 5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

発行される新株式1株につき金5000円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分前の株価}}$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額 = $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額} + \text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分前の株価}}$

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数} + \text{自己株式を控除した数}}$ とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月17日から平成33年8月16日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行わせることを要する。

②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役、従業員及び外部協力者の地位にあることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1200万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。

④新株予約権1個当たり的一部行使はできないこととする。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

⑥新株予約権者は、新株予約権の譲渡および質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。

⑦当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

⑧新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。

⑨新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設し、株券の保管を委託するものとする。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成23年	9月	1日	発行
平成23年	9月	13日	登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

1259個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

205個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

平成24年12月20日変更 平成24年12月21日登記

204個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

平成25年8月1日変更 平成25年8月5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1259株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割

（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整される

ものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株

予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満

の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

普通株式 205株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割

（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整される

ものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株

予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満

の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

平成24年12月20日変更 平成24年12月21日登記

普通株式 204株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割

（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整される

ものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株

予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満

の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

平成25年8月1日変更 平成25年8月5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

発行される新株式1株につき金5000円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場

合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものと

する。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分前の株価}}$$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{既発行株式単価}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}$$

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分による増加株式数} + \text{自己株式を控除した数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年3月31日から平成34年3月30日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、

その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。

- ②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員又は外部協力者の地位にあることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1200万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。
- ④新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑥新株予約権者は、新株予約権の譲渡および質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。
- ⑦新株予約権行使時において、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。
- ⑧新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。
- ⑨新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設する。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）
- ②新株予約権を行使することができる期間を経過したとき
- ③新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなったとき

平成24年	5月	1日	発行
平成24年	5月	2日	登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

438個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

437個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

平成26年 2月28日変更 平成26年 3月14日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 438株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

普通株式 437株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

平成26年 2月28日変更 平成26年 3月14日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

発行される新株1株につき金10000円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{又は処分株式数 又は処分価額}}}{\text{新規発行又は処分前の株価}}$$

払込金額 払込金額 既発行株式数+新規発行又は処分による増加株式数
 上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有
 する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」
 を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」
 と読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月24日から平成34年10月23日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、
 その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使する
 ことを要する。

②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは
 従業員又は外部協力者の地位にあることを要する。ただし取締役会が正当
 な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行
 使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又
 は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使し
 ている場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1200万円（または行
 使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年
 間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができな
 い。

④新株予約権の一部行使はできないこととする。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使すること
 ができないものとする。

⑥新株予約権者は、新株予約権の譲渡および質入、担保権の設定等の処分を
 行うことができないものとする。

⑦新株予約権行使時において、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上
 場されていることを要する。

⑧新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約
 締結時の時価以上でなければ行使することができない。

⑨新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、
 当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分
 割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社と
 なる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で
 承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は当社の取締役会決議が
 なされた場合）

②新株予約権を行使することができる期間を経過したとき

③新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権を行使することができな
 くなったとき

平成24年12月20日発行

平成24年12月21日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

200個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 200株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割
 （当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。
 ）または株式併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整される
 ものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株
 予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満
 の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

発行される新株1株につき金10000円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場
 合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものと
 する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は
 自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の
 算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端
 数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

調整後 = 調整前 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} + \text{自己株式の処分数}}$
 払込金額 払込金額
 上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月24日から平成34年10月23日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。

②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員又は外部協力者の地位にあることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1200万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。

④新株予約権の一部行使はできないこととする。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

⑥新株予約権者は、新株予約権の譲渡および質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。

⑦新株予約権行使時において、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

⑧新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。

⑨新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）

②新株予約権を行使することができる期間を経過したとき

③新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなったとき

平成25年 2月 1日発行

平成25年 2月 6日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

101個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

100個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

平成26年 2月28日変更

平成26年 3月14日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 101株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

普通株式 100株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

平成26年 2月28日変更

平成26年 3月14日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

発行される新株1株につき金10000円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものと

する。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$
 上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月24日から平成34年10月23日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。

②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員又は外部協力者の地位にあることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1200万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。

④新株予約権の一部行使はできないこととする。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

⑥新株予約権者は、新株予約権の譲渡および質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。

⑦新株予約権行使時において、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

⑧新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。

⑨新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の管理口座を開設する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）

②新株予約権を行使することができる期間を経過したとき

③新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなったとき

平成25年	8月	1日	発行
平成25年	8月	5日	登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

10個（新株予約権1個につき、普通株式1株。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10株

ただし、新株予約権発行日以降に当社が合併、募集株式の発行、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

発行される新株1株につき金10000円とする。

ただし、新株予約権発行日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場

合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行日以降に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数}}{\text{上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月24日から平成34年10月23日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者にてこれを行使することを要する。

②新株予約権者は、新株予約権行使時において当社の取締役、監査役若しくは従業員又は外部協力者の地位にあることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権行使にかかる行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額（又は行使時において租税特別措置法に定める他の特定新株予約権を権利行使している場合は当該権利行使価額の合計額を含む）が1200万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超過することになる本新株予約権の行使をすることができない。

④各新株予約権1個当たりの一部行使はできないこととする。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

⑥新株予約権者は、新株予約権の譲渡および質入、担保権の設定等の処分を行うことができないものとする。

⑦新株予約権行使時において、当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

⑧新株予約権者が、新株予約権の権利行使をする時は、権利行使価額が契約締結時の時価以上でなければ行使することができない。

⑨新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社指定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名簿の管理口座を開設する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）

②新株予約権を行使することができる期間を経過したとき

③新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなったとき

平成25年 9月16日発行
 平成25年 9月25日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成23年10月 1日設定 平成23年10月 5日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成25年 6月28日設置 平成25年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成23年3月19日東京都千代田区九段北四丁目2番11号から本店移転 平成23年 4月 4日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。